

大雪地区広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例

平成15年9月3日

条例第22号

改正 平成16年3月29日 条例第4号
平成18年3月31日 条例第2号
平成20年12月22日 条例第7号
平成26年3月25日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条で準用する法第203条の2の規定に基づき特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「非常勤の職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 非常勤の職員には、別表に定める報酬を支給する。

- 2 非常勤の職員に新たについた場合はその日から報酬を支給し、職を離れた場合はその日まで報酬を支給する。
- 3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき、又は月の末日まで支給するときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割計算により支給する。
- 4 第1項において年額の報酬を受けるものについては、報酬を12で除して得た額を月額として前2項の規定を適用する。
- 5 報酬の支給は、年額で定められているものにあつては、年度の末日までに、日額で定められているものにあつては勤務の都度支給する。ただし、年額で定められているものにあつては、分割して支給することができる。

(費用弁償の額及び支給方法)

第3条 費用弁償の額及び支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年東川町条例第2号）の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成15年9月3日から施行する。

附 則（平成16年3月29日 条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日 条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日 条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。ただし、第3条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日 条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報酬の額
選挙管理委員会委員	日額 6,000円
監査委員	年額30,000円
介護認定審査会会長、会長代理	日額16,900円
介護認定審査会委員	日額12,000円
障害支援区分審査会会長	日額16,900円
障害支援区分審査会委員	日額12,000円
その他非常勤特別職の委員	日額 6,000円